

業務管理体制整備に関する届出
手続手引書

令和3年5月

函館市保健福祉部指導監査課

1 事業者（法人）における業務管理体制の整備と届出先

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定または許可を受けている事業所または施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

2 事業者（法人）が整備する業務管理体制

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		法令遵守規程の整備 （業務が法令に適合することを確保するための規定）	法令遵守規程の整備 （業務が法令に適合することを確保するための規定）
	法令遵守責任者の選任 （法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）	法令遵守責任者の選任 （法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）	法令遵守責任者の選任 （法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

（1）事業所等の数の数え方について

- ・介護予防サービスの指定を受けている場合はその分も1カ所として数えます。
- ・介護予防支援事業所も含みます。
- ・みなし事業所および介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は除きます。

みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問介護、訪問リハビリテーション、及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所です。

(2) 法令遵守責任者について

- ・法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法および法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
- ・法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。
- ・なお、代表者自身が法令遵守責任者になることを妨げるものではありません。

(3) 法令遵守規程について

- ・法令遵守規程には、事業者の従業員に法および法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

(4) 「業務執行の状況の監査」について

- ・事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監査または監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法および法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。
- ・なお、この監査は事業者の監査部門等による内部監査または監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所毎の自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

3 届出書に記載すべき事項

(介護保険法施行規則第140条の40)

届出事項	対象となる介護サービス事業者
① 事業者の ・名称または氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名，生年月日，住所，職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」の氏名，生年月日	全ての事業者
③ 「法令遵守規程」の概要（注1）	事業所等の数が20以上の事業者
④ 「業務執行の状況の監査」の方法の概要（注2）	事業所等の数が100以上の事業者

(注1)「法令遵守規定の概要」について

「法令遵守規定の概要」については，必ずしも改めて概要を作成する必要はなく，この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また，法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注2)「業務執行の状況の監査の方法の概要」について

「業務執行の状況の監査の方法の概要」については，事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には，当該規程の全体像がわかるものまたは規程全文を，規程を作成していない場合には，監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

4 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

区分	届出先
① 2以上の都道府県の区域、かつ、 3以上の地方厚生局の区域に事業所等が所在する事業者	厚生労働大臣
② 2以上の都道府県の区域、かつ1 または2の地方厚生局の区域に事業所等が所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 (北海道知事の場合は保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課)
③ 全ての事業所等および主たる事務所が札幌市内に所在する事業者	札幌市長
④ 全ての事業所等および主たる事務所が函館市内に所在する事業者 (※)	函館市長
⑤ 上記以外の事業者	北海道知事 【提出先】 (1) 事業者の主たる事務所の所在地を所管する総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (2) 全ての事業所等の所在地が道内であって、事業者の主たる事務所の所在地が札幌市の場合、または全ての事業所等の所在地が道内であって、事業者の主たる事務所の所在地が道外の場合、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の届出先は都道府県知事となる。

5 届出様式

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

届出が必要となる事由	様式
① 業務管理体制の整備の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の32第2項(整備)または第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書【別記第12号様式】 ・参考様式 事業所一覧表
② 業務管理体制の区分変更の届出 ※この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関および変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の32第2項(整備)または第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書【別記第12号様式】
③ 届出事項の変更の届出 ※次の場合は変更の届出の必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の数に変更が生じても整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)【別記第13号様式】
事業者は、上記の届出が必要となった場合、遅滞なく届出先の行政機関に届出なければなりません。	